令和6年〇月〇日

豊橋市長　浅井　由崇　様

法人名　株式会社〇〇

所在地　豊橋市〇〇町〇番地

代表者　代表取締役　〇〇　〇〇

**誓　約　書**

　令和7年度障害者（児）施設整備事業の関係書類を提出するにあたり、下記について誓約します。下記に違反した場合、その時点によって以下①から③のとおりとなることについて異議ありません。

①補助金交付対象者選定審査中　審査対象から除外

②補助金交付決定後　　　　　　交付決定を取り消し

③補助金交付後　　　　　　　　受領済みの補助金を豊橋市に返還

記

**１　施設整備について**

（１）　都市計画法、建築基準法、消防関係法令等を遵守すること。

（２）　提出された整備計画の変更については、原則認められないこと。

ただし、やむを得ない場合で、補助金交付対象者決定のための審査手続き又は既に審査された結果に影響を与えないと豊橋市が判断したものに限り認める場合がある。なお、変更を行う場合は、必ず事前に豊橋市に相談すること。

（３）　整備予定の建物が障害福祉サービス事業等の指定基準を遵守していること。

（４）　施設整備を行ううえで必要な許可等が取得できない等の事態にならないこと

（５）　補助金の内示前に事業に着手（工事及び監理の契約締結）しないこと。

（６）　工事請負契約の相手方は、豊橋市の指導に従い、入札によって決定すること。

（７）　令和8年2月末日までに工事を竣工し、同年3月上旬を目途に豊橋市が行う現地確認に合格すること。

（８）　国庫補助対象経費の考え方について適切に把握し、補助要望書類提出時及び竣工後等の時点における国庫補助対象経費の算出根拠書類を提出すること。

　　　ア　用地取得、整地及び外構工事に係る費用は補助対象外とすること。

　　　イ　壁掛けエアコン等の備品購入費は補助対象外とすること。

　　　ウ　補助対象の工事費と補助対象外の工事費に共通する経費は、各工事費の比率で按分して補助対象経費と補助対象外経費に計上すること。

**２　資金計画及び財産処分について**

（１）　整備する施設（建物）を担保として借入を行わないこと。

　　　　（社会福祉法人の場合は例外あり。ただし、事前に豊橋市に相談すること。）

（２）　借入先として独立行政法人福祉医療機構を予定している場合、機構に対して借入に係る相談を行っていること。

（３）　補助金の交付を受けて整備した施設等について、財産処分（補助目的外の使用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し等）を行う際は、事前に豊橋市に相談すること。